

瑞穂町中小企業者等新型コロナウイルス感染症感染防止対策
補助金交付要綱

〔 令和3年10月29日
告示第216号 〕

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内にある中・小規模の店舗及び事業所（以下「店舗等」という。）の新型コロナウイルス感染拡大防止の取組を促進し、もって店舗等を利用する住民及び従業員への感染防止並びに経済活動の安定を図るため、店舗等における感染対策を目的とした消耗品又は備品の購入に係る経費に対し、瑞穂町中小企業者等新型コロナウイルス感染症感染防止対策補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれの要件も満たす者とする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154条）第2条第1項に規定する中小企業者並びに小規模企業者又は個人事業主（以下「中小企業者等」という。）であること。
- (2) 町内に店舗又は事業所を有すること。
- (3) 町税に滞納がないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくはその利益となる活動を行う団体又は同条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は金融・貸金業等、町が公的な補助対象として社会通念上適切ではないと判断する業種を営む者でないこと。
- (6) 補助金の交付後も事業継続の意思があること。
- (7) 国、東京都その他の公的な機関により、次条に規定する補助対象経費に対する補助等をこれまでに受けておらず、かつ、今

後も受けないこと。

(補助金の対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、令和3年11月1日以降に購入し、支払が完了しているものに関する、次に掲げる経費とする。

- (1) 店舗等における感染防止対策に係る消耗品費
 - (2) 店舗等で今後も継続的に使用する飛沫対策、換気改善、消毒又は非接触化に係る備品購入費
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めるもの
- (補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費のうち3万円を限度とする。

(補助金の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、町長が指定する日までに、瑞穂町中小企業者等新型コロナウイルス感染症感染防止対策補助金交付申請書兼請求書兼実績報告書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 第3条に規定する補助対象経費に係る領収書の写し及びその詳細が分かる書類
 - (2) 第3条に規定する消耗品又は備品の設置状況が分かる写真
 - (3) 瑞穂町に店舗等があることを証する書類
- (交付決定等)

第6条 町長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査の上、速やかに補助金の交付の可否を決定し、及び補助金の額を確定し、瑞穂町中小企業者等新型コロナウイルス感染症感染防止対策補助金交付決定通知書兼確定通知書(様式第2号)により、その旨を申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第7条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は補助金を既に交付している場合は、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したと

き。

(2) 事業等の実施方法が不適當であると認めるとき。

(3) その他不正行為があったと認めるとき。

(補助金の交付)

第8条 町長は、第6条の規定により補助金の額を確定したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(事業の委託)

第9条 町長は、この要綱に規定する事務の一部を町内の中小企業者等に対し効果的に周知を行い得ると認める者に委託するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、瑞穂町補助金等交付規則(平成18年規則第11号)に定めるところによる。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。